

## RAMへのロードは複製にあたる

—— 米国高裁のメンテ・サービスに関する新判断 ——

MAI SYSTEMS CORPORATION V. PEAK COMPUTER, INC.

米国第九巡回区控訴裁判所

1993年2月2日判決

No.93-55106 (Slip Opinion)

1. はじめに .....	2
2. 事実関係 .....	2
3. 主な判決内容 .....	2
4. 若干のコメント .....	4

## 1. はじめに

米国第九巡回区控訴裁判所は他社のコンピュータ及びソフトウェアに関するメンテナンス・サービスにおいて、ユーザのコンピュータを稼働するにあたりRAMにプログラムをロードすることは複製権侵害になる、との判断を示した。

## 2. 事実関係

(1) 原告（被控訴人）の MAI SYSTEMS CORPORATIONはコンピュータ及びOSを含むソフトを製造、ライセンス、メンテナンスする会社である。

(2) 被告（控訴人）のPEAK Computer, Inc. は、1990年に設立され、ユーザのためにコンピュータ・システムのメンテナンスをする会社である。

MAIコンピュータのユーザ 100社以上のためにメンテナンスを行っており、これはPEAKの営業の50から70パーセントをしめる。1991年8月、MAIの顧客サービス・マネージャーのFrancis(被告の1人)はMAIからPEAKに転職した。

(3) 1992年3月17日、MAIは、著作権侵害、トレードシークレット侵害、商標権侵害等を理由に訴を提起した。地裁は同年3月26日予備的差止命令、翌1993年2月2日に永久的差止命令と部分的な事実審省略判決を出し、同年2月24日第九巡回区控訴裁判所は主要な点で地裁判決を維持する判決を下した。

## 3. 主な判決内容

### (1) 著作権侵害

次の3点が検討された。

(A) MAIソフトウェアのライセンスを受けた者がPEAKの顧客となり、このソフトをPEAKがランすること。

(B) PEAKのセンターで、ライセンスされていないソフトウェアをPEAKが使うこと。

(C) MAIのコンピュータ及びソフトウェアをPEAKがその顧客に貸与すること。

### (2) まず、上記(A)について

MAIのソフトウェア・ライセンス(契約)は、MAIの顧客が自己の内部的情報処理のための使用することのみ認めているが、この使用にはRAMへのロードも含まれている。しかし、PEAKのような第三者が使用したり、ロードしたりすることは認めていない。

PEAKの「コピー」はライセンスの範囲を超えたものである。

著作権法第101条は「複製物(copies)」を、

「複製物」とは、現在知られており又は将来開発される方法によって著作物を固定する有体物であって、それから直接に又は機械若しくは装置の助けを借りて著作物を知覚し、複製し又は伝達することができるもの(レコードを除

く。)をいう。「複製物」は、著作物が最初に固定される有体物(レコードを除く。)を含む。

と定義し、また「固定」につき、

著作物の有形的表現媒体への「固定」とは、瞬間的期間以上の期間にわたって著作物を知覚し、複製し又は伝達することを可能とするに足るほど永続的に又は安定的に、著作物を著作者又は著作者の許諾を得た者が複製物又はレコードに収録することをいう。送信されている音、影像又はこの両者から成る著作物の場合、「固定」とは、この法律の適用上、著作物の送信と同時に行われている著作物の固定をいう。

と定義している。

RAMに作られたコピーは「認識後、再生され又は他の方法で交信される」ので、ソフトウェアをRAMにロードすることは著作権法上コピーの作成であると認定する。

(3) 上記(B)について

PEAKはそのセンターにMAIのOSが稼働するMAI製コンピュータを数台所有している。PEAKはMAIから1個のシステムを運用するためにMAIソフトウェアを使用するライセンスしか受けていない。MAIのOSをRAMにロードすることは著作権侵害である。

(SOFTIC注:ハードは数台所有するが、OSのライセンスは一台分しか受けていなかったという趣旨か、と思われるが、判決文からは不明である。)

(4) 上記(C)について

現実に貸与したとの証明はないが、広告等からそのおそれは明らかなので、差止命令を維持する。

(5) トレード・シークレット侵害

地裁は、

(a) MAIの顧客データベース

(b) MAIのField Information Bulletins (FIB)

(c) MAIのソフトウェア

につき、侵害を認めたが、当審は、(a)につき(転職の通知は許されるが勧誘は許されないとして)原審判断を維持したものの、(b)につき(“領得”の点が重要な事実に関する真正な争点として残るという理由で)及び(c)につき(トレード、シークレットの特定がないという理由で)原審の差止命令を無効とした。(商標等については省略)

#### 4 若干のコメント

日本法上、プログラムをロードすることは「複製」にはあたらないとするのが一般的解釈だと思われる。本判決はこれと違った立場をとっており、日米間で顕著な相違点となる。本判決の解釈に従うと、他人のソフトにつきメンテナンス・サービスを行うことは禁止されることになり（勿論、ライセンス契約の規定の仕方にもよるが）、結果は明らかに不当だと思われる。例えば、客先が自身でメンテナンスできなくて第三者の助力を求める場合、その客先の従業員がロードすれば良くて、第三者がロードしたら違法である、ということになるが、メンテナンスの関連で誰がロードするかは重要性をもたない事柄である。

なお、PEAK他のメンテナンス業者がMAIに対し、本件とは別に独禁法上の訴を提起したとのことであり、その帰趨が注目されるところである。